

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査

< 政令指定市 >

ご記入にあたっての留意点

本調査票のご回答は、個人としてではなく、犯罪被害者等施策担当窓口部局の見解として対応をお願いします。

原則として、平成 21 年 6 月 1 日現在の状況についてお答えください。

本調査は、各地方公共団体の施策担当窓口部局において、単独又は関係部局等と連携協力して実施する『犯罪被害者等施策』を主たる対象としています。現時点で特段施策を実施していない場合でも、その理由をご回答いただく質問項目がありますのでご留意願います。

本調査で対象となる犯罪被害者等施策は、DV や児童虐待、性暴力、交通事故、消費者保護など特定の被害類型に特化せず、犯罪被害一般を対象とした施策を指します。

本調査票は、全ての都道府県、政令指定市、市区町村に配布しており、内閣府の指示により全ての政令指定市よりご回答を頂くこととしておりますので、期限までにご回答くださいますようお願いいたします。

平成 21 年 7 月 15 日（水）までに同封の返信用封筒による郵送、又は下記アドレスまで電子メールにてご返信ください。

本調査票の受領を確認するため、下記メールアドレスに、部局担当者様が受領した主旨を送信ください。また、調査票の電子ファイルを希望される場合は、申し出いただければ調査票（電子ファイル：word 仕様）をメールにて送付いたします。

本調査票の内容に関するお問い合わせは、下記連絡先をお願いいたします。

株式会社 都市交流プランニング 担当者：

TEL：

E-mail：

回答者の属性に関する事項

必ずご記入下さい

市名	都・道・府・県	市
人口	平成 21 年 6 月 1 日現在：	人
回答部局名		
連絡先	TEL：	FAX：
メールアドレス	@	
調査担当者名		
通信欄 何か通信事項がありましたら お書きください。		

調査担当者とは、回答内容についてお伺いすることが生じた場合の問い合わせ先を指します。

犯罪被害者等施策を総合的に推進する体制づくり

犯罪被害者等施策担当窓口部局

平成 17 年 12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」では、犯罪被害者等施策を総合的に推進する観点から、内閣府において首長部局における施策の窓口（以下「施策担当窓口部局」という）の体制を確認することとされております。（同基本計画 推進体制（2）地方公共団体との連携・協力参照）

問 1 貴団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局についてお書きください。

施策担当窓口部局名			
職員数	専 任（ 人）	兼 任（ 人）	合 計（ 人）
（非常勤とは嘱託・臨時職員等を指す）	（常 勤 人）	（常 勤 人）	（常 勤 人）
	（非常勤 人）	（非常勤 人）	（非常勤 人）

（ 問 2 都道府県のみ）

犯罪被害者等施策に関する条例・計画の策定等

（DV・児童虐待など特定の被害類型に特化したものを除く。）

問 3 貴団体において、犯罪被害者等に対する支援の推進に関する規定を含む条例を制定していますか。

（ 1 つ選択）

↓ 該当する項目の「☐」にチェックを入れる、または「■」にしてください。

☐ 制定されている	制定時期 平成 年 月
	制定された条例(word、一太郎、テキスト形式)を、アンケート返送より事前に下記アドレスまで送付して下さい。 送付先：HHS@tkpco.co.jp （担当：新見） 送付日：平成 年 月 日
	条例名 →問 4-1 へ
☐ 制定を検討している	制定見込み時期 平成 年 月 →問 5 へ
☐ 制定していない	→問 5 へ

問 4 問 3 において「 制定されている」と回答された方におたずねします。

問 4-1 条例の内容について、あてはまるものをお答えください。（ 1 つ選択）

- ☐ 犯罪被害者等支援に特化している条例 →問 5 へ
☐ 犯罪被害者等支援に特化していない条例 →問 4-2 へ

→問 4-2 問 4-1 で「 犯罪被害者等支援に特化していない条例」とお答えした方は、該当する条例の内容をお答えください。

- ☐ 安心安全まちづくりや防犯に関する条例
☐ その他（具体的に： ）

問 5 全ての方におたずねします。

問 5 貴団体において、犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画・指針を策定していますか。（ 1 つ選択）

☐ 策定済みである	策定時期 平成 年 月 →問 6-1 へ
	策定見直しがある場合 →策定見込み時期 平成 年 月
☐ 策定予定がある	策定見込み時期 平成 年 月 →問 8 へ
☐ 策定予定はない	→問 7-1 へ

問6 問5において「策定済みである」と回答された方におたずねします。

問6-1 計画・指針の策定形式について、あてはまるものを選んでください。(1つ選択)

- ☐ 被害者等支援に特化
- ☐ その他の計画・指針に被害者等支援の項目を盛り込む →問6-2へ
- ☐ その他(具体的に:)

→問6-2 問6-1における「その他の計画・指針」とはどのような計画・指針ですか。(1つ選択)

- ☐ 都道府県の総合計画・指針
- ☐ 安心安全まちづくりや防犯に関する計画・指針
- ☐ 人権施策に関する計画
- ☐ その他(具体的に:)

問6-3 計画・指針に盛り込まれている内容について、あてはまる項目をお書きください。(複数選択可)

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 見舞金等の支給 | ☐ 日常生活の支援 |
| ☐ 住居の提供・家賃補助 | ☐ 就業の支援 |
| ☐ 民間団体への支援 | ☐ その他(具体的に:) |

問7 問3及び問5の両問において「制定(策定)予定はない」と回答された方におたずねします。

問7-1 条例・計画・指針の策定が必要であると考えていますか。(1つ選択)

- ☐ 必要であると考えている →問7-2へ
- ☐ 必要であると考えていない →問7-3へ
- ☐ わからない(考えた事がない) →問8へ

→問7-2 策定は必要であると考えているが、策定の予定が立たない理由をお答えください。(複数選択可)

- ☐ 計画等の策定に必要な職員が足りない
- ☐ 計画等の策定に必要な専門的な知識(ノウハウ)が不足している
- ☐ 庁内関係部局の理解や協力が得られない
- ☐ 議会や住民の理解が得られにくい
- ☐ 国や他の地方公共団体の動向を見ている
- ☐ その他(具体的に:)

→問7-3 策定の必要がないと考えている理由をお答えください。(複数選択可)

- ☐ 法律により計画等の策定が義務づけられていない
- ☐ 計画等を策定しなくても既存の取組で十分施策を推進できる
- ☐ 対象者となる被害者等が少ない
- ☐ 住民や議会からの要請がない
- ☐ その他(具体的に:)

国に対して希望する支援

問8 貴団体において、施策を総合的に推進するにあたって、国に対して希望する支援をお答えください。
(複数選択可)

- ☐ 財政的な援助
- ☐ 地方公共団体職員向けの研修の実施
- ☐ 地方公共団体職員向け施策の手引き・ガイドラインの策定
- ☐ 関係府省庁における施策の内容や実施状況に関する情報提供
- ☐ 全国における地方公共団体の取組状況や先進事例に関する情報提供
- ☐ その他(具体的に:)
- ☐ 特になし

犯罪被害者等に対する総合的な相談・情報提供

相談窓口について

「犯罪被害者等基本計画」では、「刑事手続だけではなく、住宅・医療・雇用など生活支援も含め相談や情報提供等を行う窓口が警察以外にも必要。」という犯罪被害者等からの要望・意見を受けて、内閣府において、地方公共団体の首長部局に対し、被害者等からの相談・問い合わせ等に対応する「総合的な対応窓口」を設置するよう、要請することとされました。（同基本計画 重点課題 第4 1. 相談及び情報の提供等（1）地方公共団体に対する総合的な対応窓口の設置等の要請等参照）

問9 首長部局において、犯罪被害者等からの相談や問い合わせ等に対応する何らかの窓口を設置していますか。（1つ選択）

☐ 設置している	設置時期 平成 年 月 →問10へ 設置見直し予定の場合→設置見込み時期 平成 年 月
☐ 設置予定がある	設置見込み時期 平成 年 月 →問23へ
☐ 設置予定はない	→問22-1へ

→問9において「設置している」と回答された方におたずねします。

問10 窓口の名称、受付方法等についてお答えください。

窓口の 名称	受付 方法	☐ 窓口来訪
		☐ 電話 番号：
		☐ F A X 番号：
		☐ メール メールアドレス： @
受付 日時		

問11 窓口の設置形態について、あてはまるものを選んでください。（1つ選択）

- ☐ 犯罪被害者等支援専用の窓口である
☐ 犯罪被害者等支援に限定せず、他の様々な相談を受ける共用の窓口である
☐ その他（具体的に： ）

問12 窓口ではどのような対応をしていますか。（複数選択可）

- ☐ 各種相談窓口、庁内関係部局、関係機関・団体の支援内容・連絡先を教示
☐ 庁内関係部局、関係機関・団体に相談内容・対応状況等を伝達し、支援を依頼
☐ 窓口担当者と庁内関係部局、関係機関・団体の担当者が協議し、支援内容を検討・実施
☐ 関係機関・団体に係る各種制度の案内書・申込書等の常備・提供
☐ 庁内関係部局における各種申請手続きの補助
☐ 警察署・検察庁・裁判所・病院等への付添い
☐ その他（具体的に： ）

問13 窓口配置している担当者の形態について、あてはまるものを選んでください。（複数選択可）

- ☐ 施策担当窓口部局の行政職員が対応
☐ 非常勤職員を雇用して対応
☐ 民間団体に委託（委託先： ）
☐ その他（具体的に： ）

問14 窓口において犯罪被害者等への対応を行う担当者数をお答えください。

職員数	専 任（ 人）	兼 任（ 人）	合 計（ 人）
（非常勤とは嘱託・臨時職員等を指す）	（常 勤 人）	（常 勤 人）	（常 勤 人）
	（非常勤 人）	（非常勤 人）	（非常勤 人）

問 15 どのような被害を受けた人から相談がありますか。平成 20 年度に対応した被害者数（被害者の家族等を含む）をお答えください。対応人数には平成 19 年度から継続して対応している被害者を含みます。

相談内容	対応人数
殺人	人
家族（配偶者、親、子どもなど）からの暴行・傷害	人
家族以外からの暴行・傷害	人
家族（配偶者、親、子どもなど）からの性的被害	人
家族以外からの性的被害	人
交通事件	人
その他 （具体的に： ）	人

、 には、DV・児童虐待に当たるものを含みます。

問 16 平成 20 年度の相談・問い合わせ件数についておうかがいします。件数には平成 19 年度から継続して対応した被害者等からの相談・問い合わせを含みます。

問 16-1 相談方法別による件数をお答えください。

総件数： 件				
窓口来訪	電 話	F A X	メール	その他（手紙・訪問等）
件	件	件	件	件

問 16-2 相談内容別による件数をお答えください。一つの相談で内容が複数の項目に該当する場合はそれぞれの件数に計上してください。

相談内容	件 数（平成 20 年度）
どのような支援が受けられるかについて	件
損害賠償請求について	件
見舞金等自治体の経済的支援について	件
医療費・生活費について	件
精神的ケアやカウンセリングについて	件
障害者認定や障害者支援制度について	件
保育や子どもの養育について	件
家事支援について	件
転居や公営住宅等への入居について	件
就職や職場でのトラブルについて	件
付添いをしてもらいたい	件
付添い場所 裁判（ 件） 警察・検察庁（ 件） （内訳） 病院（ 件） その他（ 件）	
気持ちを聞いてもらいたい	件

問 17 貴団体では犯罪被害者への付添い支援を行っていますか。行っている場合、平成 20 年度に実施した付添い支援についてお答えください。

☐ 行っている	対象実人員	（ 人）	
	延べ回数	裁判所（ 回）	警察・検察庁（ 回）
☐ 行っていない		病 院（ 回）	その他（ 回）

問 18 窓口の設置・運営にあたって、貴団体が有する各種現行制度の一元的な把握や、関係機関・団体との連携協力体制の確保のために行っていることをお答えください。（複数選択可）

☐ 連絡会議の開催
☐ 関係機関・団体からの意見聴取・意見交換
☐ 相談機関一覧や利用できる各種制度をまとめたハンドブック等の作成・備付け
☐ その他（具体的に： ）
☐ 特になし

問 19 配慮に欠けた対応など、窓口担当者が犯罪被害等に対し、二次的被害を与えないようにするために、行っていることをお答えください。(複数選択可)

- | |
|--|
| ☐ 窓口担当者向けの対応マニュアルの作成・備付け |
| ☐ 窓口担当者を対象とした研修会の開催 |
| ☐ 他機関・団体が開催する研修会へ窓口担当者を派遣 |
| ☐ その他(具体的に:) |
| ☐ 特になし |

問 20 窓口の設置・運営にあたって、苦労している点をお答えください。(複数選択可)

- | |
|--|
| ☐ 犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体との連携協力の確保 |
| ☐ 窓口における相談・問い合わせに十分対応できる知識や技能を有する人材の育成・確保 |
| ☐ 犯罪被害者等を始めとする住民への窓口の周知の徹底 |
| ☐ その他(具体的に:) |
| ☐ 特になし |

問 21 窓口を地域住民に周知するために、行っていることをお答えください。(複数選択可)

- | |
|---|
| ☐ 窓口を設置した際に記者発表を実施 |
| ☐ 施策担当窓口部局のホームページ上で紹介 |
| ☐ 窓口に関する情報を掲載したチラシ・ポスター・リーフレット類の作成・配布 |
| ☐ 貴団体の広報誌やテレビ・ラジオ番組を活用した紹介 |
| ☐ 庁内の他部局や関係機関・団体が発行するポスター・リーフレット類への情報の掲載 |
| ☐ その他(具体的に:) |
| ☐ 特になし |

→問 9 において「 設置予定はない」と回答された方におたずねします。

問 22-1 犯罪被害者等に対応する窓口を設置する必要があると考えていますか。(1つ選択)

- | | |
|---|-----------|
| ☐ 必要があると考えている | →問 22-2 へ |
| ☐ 必要があると考えていない | →問 22-3 へ |
| ☐ わからない(考えた事がない) | →問 23 へ |

→問 22-2 窓口を設置する必要があると考えているが、設置予定が立たない理由をお答えください。(複数選択可)

- | |
|---|
| ☐ 相談や問い合わせに十分対応できる知識・技能を有する人材が不足している |
| ☐ 相談や問い合わせを必要に応じ、適切な機関・団体に橋渡しできるような連携協力体制が十分できていない |
| ☐ 住民の理解が得られにくい |
| ☐ 財源が不足している |
| ☐ 優先する業務が多く手がつかない |
| ☐ 国や他の地方公共団体の動向を見ている |
| ☐ その他(具体的に:) |

→問 22-3 窓口を設置する必要がないと考えている理由をお答えください。(複数選択可)

- | |
|---|
| ☐ 相談の対象者となる被害者等が少ない |
| ☐ 既存の各種相談窓口で被害者等に対し十分な対応ができる |
| ☐ 地域からの要望が少ない |
| ☐ その他(具体的に:) |

国に対して希望する支援

問 23 犯罪被害者等に対する総合的な相談・情報提供にあたって、国に対して希望する支援をお答えください。(複数選択可)

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | 財政的な援助 |
| ☐ | 窓口担当者向けの対応マニュアル・相談の手引きのモデル案の作成 |
| ☐ | 窓口担当者向けの研修の実施 |
| ☐ | 被害者支援に詳しい専門家(弁護士や臨床心理士、民間支援団体の関係者)を窓口等に派遣し、窓口担当者に助言等を行うアドバイザー事業の実施 |
| ☐ | 全国における地方公共団体の取組状況や先進事例に関する情報提供 |
| ☐ | 連携のあり方やコーディネーターの育成に関するモデル事業の実施 |
| ☐ | その他(具体的に: _____) |
| ☐ | 特になし |

犯罪被害者支援ハンドブックについて

問 24-1 貴団体では関係機関・団体等に広く配布するための、被害者支援を行う機関・団体についての情報や支援にあたり留意すべき事項をまとめた冊子(内閣府の「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を踏まえて作成したものなど)を作成・配布していますか。(1つ選択)

☐	作成・配布済みである	作成・配布時期	平成	年	月	→問 24-2 へ
☐	作成・配布予定がある	作成・配布見込み時期	平成	年	月	→問 25-1 へ
☐	作成・配布の予定はない →問 25-1 へ					

問 24-2 貴団体で作成された冊子について、掲載されている内容をお答えください。(複数選択可)

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ☐ | 被害者等の抱える問題 |
| ☐ | 支援に携わる際の留意事項 |
| ☐ | 関係機関・団体の連携 |
| ☐ | 各機関・団体における支援業務 |
| ☐ | ニーズに応じた解決手段 |

政令指定市独自の取組

問 25-1 犯罪被害者等（民間団体は除く）へ見舞金等を支給する制度がありますか。（１つ選択）

☐ 制度がある	制度の根拠 （条例、要綱等の名称）		
	開始時期	平成	年 月
	予算額（平成 20 年度）		円
	給付実績（平成 20 年度）	件数（	件） 給付額（
☐ 制度がない			

問 25-2 犯罪被害者遺児（交通遺児のみを対象とするものを除く）へ奨学金等を支給する制度がありますか。（１つ選択）

☐ 制度がある	制度の根拠 （条例、要綱等の名称）		
	予算額（平成 20 年度）		円
	給付実績（平成 20 年度）	件数（	件） 給付額（
☐ 制度がない			

問 25-3 被害者参加制度に参加した被害者等の旅費を支給する制度がありますか。（１つ選択）

☐ 制度がある	制度の根拠 （条例、要綱等の名称）		
	開始時期	平成	年 月
	予算額（平成 20 年度）		円
	給付実績（平成 20 年度）	件数（	件） 給付額（
☐ 制度がない			

問 25-4 公営住宅・借上げ住宅の入居において、犯罪被害者等に特別の配慮をする制度がありますか（DV被害のみを対象とするものを除く）。（１つ選択）

☐ 制度がある	制度の根拠 （条例、要綱等の名称）		
	開始時期	平成	年 月
	→問 25-5 へ 利用実績（平成 20 年度）	件 数（	件）
☐ 制度がない			
☐ 公営住宅・借上げ住宅はあるが、特別な配慮はしていない ☐ 公営住宅・借上げ住宅の制度がない			

問 25-5 問 25-4 において「制度がある」とお答えした方は、該当する項目をお答えください。（複数選択）

☐ 抽選によらず入居
☐ 単身での利用を認めるなどの利用要件の緩和
☐ 抽選倍率の優遇（優遇の程度：）
☐ その他（具体的に：）

問 25-6 犯罪被害者等（DV被害者のみを対象とするものを除く）に対して転居費用や家賃を補助する制度がありますか。（１つ選択）

☐ 制度がある	制度の根拠 （条例、要綱等の名称）		
	開始時期	平成	年 月
	利用実績（平成 20 年度）	件 数（	件）
☐ 制度がない			

問 25-7 犯罪被害者等に対する家事支援・育児支援制度がありますか（犯罪被害者等を優遇した制度に限ります）。（１つ選択）

☐ 制度がある	制度の根拠 （条例、要綱等の名称）		
	開始時期	平成	年 月
	利用実績（平成 20 年度）	件 数（	件）
☐ 制度がない			

問 26 これまでにお答えいただいたほか、貴団体が独自に実施している（予定も含む）犯罪被害者等支援に関する事業について、あてはまるものをお答えください（DV・児童虐待などに特化したものを除きます）。（複数回答可） **各事業の概要や実績がわかる資料等も併せて添付してください。**

- ☐ 医療費・生活資金等の貸付制度
- ☐ 臨床心理士等によるカウンセリング
- ☐ 弁護士による法律相談（県民向け一般の法律相談制度を除く）
- ☐ その他（具体的に： _____）

資料送付のお願い

以下の設問について資料の確認、及び送付をお願い致します。

問 25	各支援制度で、条例を根拠としているものはその根拠となる条例（word、一太郎、ﾎﾂﾂ形式）
問 26	各事業の概要や実績がわかる資料等

■ 送付先：HHS@tkpco.co.jp （担当：新見）

犯罪被害者等施策に関する広報啓発

問 27 犯罪被害者等に関する広報啓発事業について、貴団体に実施していること（予定も含む）をお答えください（DVや児童虐待など特定の被害類型に特化したものを除く）。（複数回答可）

- ☐ 施策担当窓口部局にて講演会やシンポジウム等を開催（予定を含む） →問 28-1 へ
- ☐ 施策担当窓口部局にてポスター・リーフレット類を作成・配布 →問 29-1 へ
- ☐ 施策担当窓口部局のホームページ上で犯罪被害者等施策に係る情報を提供
- ☐ 国が実施する犯罪被害者等の問題に関する広報啓発事業への協力（ポスター・リーフレット類の掲示・配布や講演会・シンポジウムの周知への協力等）
- ☐ 犯罪被害者等施策に関係の深い他の各種運動・行事（安心安全まちづくり、交通安全、人権等）と連携協力した広報啓発（パネル展示やポスター・リーフレット類の配布等）
- ☐ 貴団体の広報誌やテレビ・ラジオの広報番組を活用
- ☐ その他（具体的に： _____）
- ☐ 特にない

→問 27 において「講演会やシンポジウム等を開催（予定を含む）」と回答された方におたずねします。

問 28-1 講演会やシンポジウム等の内容について、あてはまるものを選んでください。（複数回答可）

- ☐ 基調講演・パネルディスカッション
- ☐ 標語・メッセージの募集結果の表彰
- ☐ 犯罪被害者団体や民間支援団体によるパネル展示
- ☐ その他（具体的に： _____）

問 28-2 講演会やシンポジウム等の開催にあたり苦労した（苦労している）点をお答えください。（複数選択可）

- ☐ 開催に要する費用や人員の確保
- ☐ 関係機関・団体からの協力の確保
- ☐ 幅広い住民からの参加・協力の確保
- ☐ その他（具体的に： _____）
- ☐ 特にない

問 28-3 講演会やシンポジウム等の開催にあたって工夫・留意している点があればお書きください（関係機関・団体の協力や住民参加の確保、被害当事者の視点に立った取組など）。（自由回答）

→問 27 において「ポスター・リーフレット類を作成・配布」と回答された方におたずねします。

問 29-1 ポスター・リーフレット類の内容について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

- ☐ 犯罪被害者等の置かれた状況や地域全体で支援する必要性を説明
- ☐ 犯罪被害者等基本法・基本計画の制定など国の動向を紹介
- ☐ 貴団体の条例・計画・指針等を紹介
- ☐ 貴団体の総合的な対応窓口の案内
- ☐ 貴団体において犯罪被害者等が利用できる各種相談窓口や支援制度の紹介
- ☐ 貴団体において開催する講演会・シンポジウム等の案内
- ☐ その他(具体的に:)

問 29-2 ポスター・リーフレット類の作成・配布にあたって、利便性の向上など工夫・留意している点があればお書きください。(自由回答)

問 30 犯罪被害者等施策に関する広報啓発にあたって、国に対して希望する支援をお答えください。
(複数選択可)

- ☐ 財政的な援助
- ☐ 国との広報啓発事業の共同実施
- ☐ 講演会・シンポジウム等への講師等の派遣
- ☐ ポスター・リーフレットなど広報啓発に活用できる資料の提供
- ☐ その他(具体的に:)
- ☐ 特にない

問 31 庁内各部局など関係機関の職員を対象に、犯罪被害者等の置かれた状況や支援への必要性の理解を深めるために行っている(予定も含む)ことをお答えください。(複数選択可)

- ☐ 犯罪被害者等施策に関する職員研修を実施
- ☐ 一般職員研修や他の行政分野に関する職員研修に、犯罪被害者等施策に関する講義等を組み入れ
- ☐ 国や民間団体等が実施する施策に関する研修や講習会等に職員を派遣
- ☐ その他(具体的に:)
- ☐ 何も実施していない

問 32 犯罪被害者等に関する地域の実態を把握するために、実施している(予定も含む)ことをお答えください。(複数選択可)

- ☐ 既存資料の活用
- ☐ 犯罪被害者団体や民間支援団体からの意見聴取・意見交換
- ☐ その他関係機関・団体からの意見聴取・意見交換
↳ 具体的な機関名()
- ☐ 実態調査や意識調査など関連する調査の企画・実施
- ☐ 国や民間団体等が開催する講演会等への参加
- ☐ その他(具体的に:)
- ☐ 特にない

問 33 犯罪被害者等に関する地域の実態を把握するにあたって、国に対して希望する支援をお答えください。
(複数選択可)

- ☐ 財政的な援助
- ☐ 地域の実態把握に活用できる調査・資料に関する情報提供
- ☐ 国による意識調査・実態調査の実施及び調査結果に関する情報提供
- ☐ その他(具体的に:)
- ☐ 特にない

犯罪被害者等に関する民間団体との連携協力

犯罪被害者等に関する民間団体との連携協力についておたずねします。
 全国被害者支援ネットワーク加盟団体（46 都道府県 46 団体）は、下記の URL をご覧ください。
 → <http://www.nnvs.org/list/index.html>

問 34-1 被害者支援ネットワーク加盟団体以外で、貴団体の犯罪被害者等施策担当窓口部局と連携・協力関係にある被害者団体（自助グループ含む）被害者支援団体がありますか。（1 つ選択）

- ☐ 連携・協力している団体がある → 問 34-2 へ
☐ 連携・協力している団体はない → 問 35-1 へ

問 34-2 連携・協力している団体についてお書きください。

団体名	連携・協力している内容	ホームページアドレス
例 ○ ○ の会	当課が事務局の連絡会議へ参加	http://hanzai.higaishasiken.com

ホームページがない場合はパンフレット等を送付してください。

問 35-1 貴団体において、犯罪被害者等に関する民間団体への財政的な援助をしていますか。（都道府県警察所管予算に係るものを除く）。（1 つ選択）

- ☐ 財政的な援助をしている → 問 35-2 へ
☐ 財政的な援助はしていない → 問 36 へ

問 35-2 全国被害者支援ネットワーク加盟団体（支援センター等）への財政的援助があればお書きください。

担当課室	支出形態	対象事業	援助金額 (平成 20 年度)
例 安心・安全まちづくり推進室	法令外負担金	特に制限を設けていない	180 千円

問 35-3 全国被害者支援ネットワーク加盟団体以外への団体への財政的援助があればお書きください（犯罪被害者等施策担当窓口部局が主管していないもの（DV民間シェルターへの一時委託等）を除く）。

被援助 団体名	担当課室	支出形態	対象事業	援助金額 (平成 20 年度)
例) ○○の会	安心・安全まちづくり 推進室	補助金	シンポジウムの開催、ワーキンググループ での検討	150 千円

この項目については、性犯罪、交通事故等特定の被害類型を対象とした団体に対するものを含みます。

問 36 民間団体への財政的援助以外の援助として、どのようなものを行っていますか（DV・児童虐待・交通事故等特定分野の被害類型を対象とした団体を除く）。（複数選択可）

☐ 会場の借上げ ☐ 事務所用として庁舎の無償又は減免による貸与 ☐ 民間団体が実施する研修会・講演会への講師派遣 ☐ 貴団体の広報誌やテレビ・ラジオ番組における民間団体の活動の紹介・周知 ☐ 民間団体発行のポスター・パンフレット類の配布・掲示 ☐ その他（具体的に： _____） ☐ 特にない

問 37-1 現在行っている取組又は行おうと考えている取組で、民間団体への業務委託を行ってもよいと考えているが、被害者支援を行う民間団体がなく、又は、民間団体が存在していても体制等が不十分のため委託できないものがありますか（ここでいう「委託」には、予算措置を伴わないで、民間団体に対応を依頼することも含みます）。

☐ 民間団体がなく、又は体制が不十分のため、委託できない取組がある →問 37-2 へ ☐ 民間団体がなく、又は体制が不十分のため、委託できない取組はない →問 38 へ
--

問 37-2 問 38-1 で「委託できない取組がある」と回答された方は、その内容についてお答えください。（複数回答可）

☐ 電話相談 ☐ 訪問相談 ☐ 貴団体職員向け研修 ☐ 自助グループの運営援助 ☐ その他（具体的に： _____）	☐ 面接相談 ☐ 裁判所・病院等への付添い ☐ 市町村職員向け研修（都道府県のみ） ☐ 広報啓発活動
---	---

問 38 民間団体との連携協力にあたって、国に対して希望する支援についてお答えください。（複数選択可）

☐ 財政的な援助 ☐ 民間団体との協働の在り方に関するモデル事業の実施 ☐ 全国における地方公共団体の取組状況や先進事例に関する情報提供 ☐ 民間団体に関する情報提供 ☐ その他（具体的に： _____） ☐ 特にない
--

その他

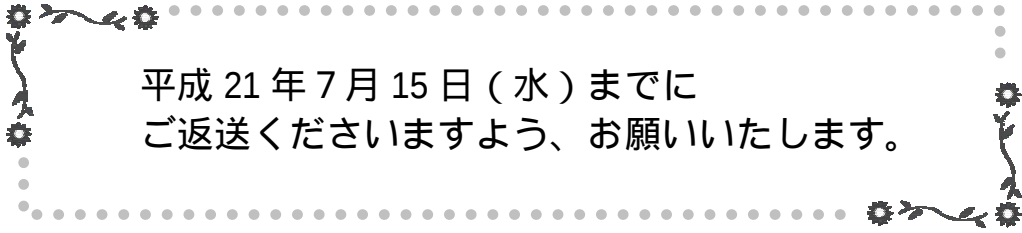
問 39 貴団体において、犯罪被害者等施策を進めるにあたって、課題となっている事項がある場合には、その内容をお書きください。(自由回答)

【 施策の総合的な推進に向けた庁内関係部局等への働きかけ】
【 総合的な対応窓口における体制の整備、関係機関・団体との橋渡し】
【 地方公共団体独自の支援施策の充実】
【 地域住民の理解・協力の促進】
【 その他】

問 40 これまでお答えいただいたほか、犯罪被害者等施策に関して国に対する要望・ご意見等があれば、お書きください。(自由回答)

--

ご協力ありがとうございました



平成 21 年 7 月 15 日（水）までに
ご返送くださいますよう、お願いいたします。